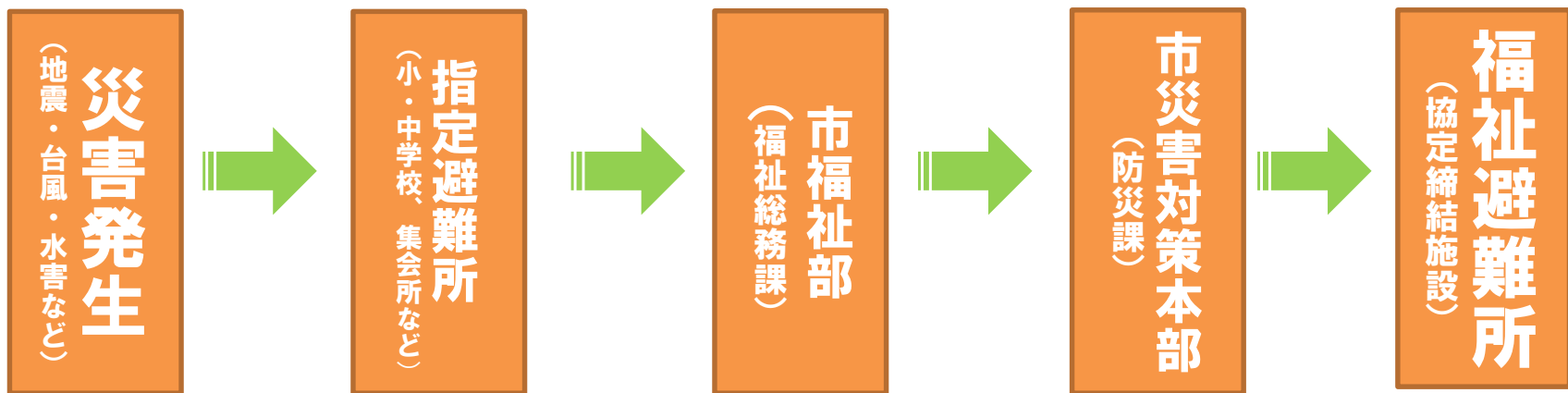


# 開設までの流れ



一般住民とともに  
要配慮者も  
指定避難所へ避難。

福祉部の  
要配慮者避難選定班が  
要配慮者の内訳と人数、  
状態を調査・報告。

報告を受けた  
福祉部が  
開設の必要性を検討。  
必要と判断した場合、  
福祉部が  
災害対策本部に  
報告。

災害対策本部は、  
要配慮者の人数や状態を基に、  
市内全体の建物や  
電気、水道等の被災状況と  
復旧見込み（期間）を勘案し、  
開設の有無を総合的に判断。

必要と判断した場合、  
福祉部は  
協定締結の福祉施設に対し、  
施設の被災状況や  
人員体制と受入人数を確認し、  
受入可能な福祉施設に対し  
開設要請を行う。

## 【要配慮者避難選定班】

災害時、指定避難所における福祉避難所避難対象者の優先順位の決定及び福祉避難所への移動困難者の移送補助を行う。福祉部各課から選抜した職員で構成する。